

節湯型シャワーヘッド助成金

を受け付けています！



今年も省エネ応援中

宮代町食品ロス削減推進
キャラクター「すてずん」

節水への取組の促進と意識向上のため、節水シャワーヘッド（浴室用）への買換えを「ありがとう券」で助成します。

Q 節湯（水）率の高いシャワーヘッドにするとどんな効果があるの？

A 節湯（水）シャワーを使うことにより通常と比べて、**約30%～50%**の使用量の削減ができます。そのため、水とガスの節約、家庭からの二酸化炭素の排出量の削減ができ、地球にもお財布にもやさしく過ごすことができます。

補助対象となる機器

- ①節水率がおおむね**30%以上**、または1分間当たりの使用水量が**7リットル以下**の浴室用のシャワーヘッドであること
※節水仕様のため、使用環境により水圧・温度・使用感が異なる場合や、規格によっては取り付けできない場合があります。ご購入前に必ずご確認ください。
- ②令和8年4月1日以降に購入した未使用品
- ③リース品でないもの
- ④国・地方公共団体等の補助制度と併用していないもの

補助対象者

以下の条件のすべてに該当する方

- ①申請日時時点で町内に住所を有する方
- ②町税等の滞納のない方
- ③同一の世帯の方で、この補助金の交付を受けた方がいない方
- ④居住する町内の住宅で使用していたシャワーヘッドから買い換えていること

補助額

本体価格（税抜）の**1/2の金額**
上限**5,000円**
（ありがとう券による補助）

- ※1,000円未満は切り捨て
- ※補助対象外経費
 - ・消費税および地方消費税分
 - ・クーポン又はポイントで支払った額

予算額

250,000円

- ※先着順
- ※予算額に達した時点で受付終了



↑町HPはこちら

申請方法

令和8年5月12日～令和9年2月26日の期間
に窓口へ持参もしくは郵送（必着）

提出書類

☆申請をするとき

- ①宮代町節湯型シャワーヘッド申請兼実績報告書（様式1号）
- ②助成対象機器を購入したことがわかる書類（領収書など）
- ③既存機器の設置状況及び助成対象機器を設置したことがわかる写真等の書類
- ④助成対象機器の節湯率や使用水量、型番等が確認できる書面の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類

☆ありがとう券を請求するとき

- ①ご当地商品券受領書（様式3号）

手続きの流れ

申請者

①対象となる機器を購入

②「節湯型シャワーヘッド申請兼実績報告書」を作成

⑤受領

⑥「ご当地商品券受領書」を作成

宮代町

③申請受付

審査

④交付決定・通知送付

⑦ありがとう券受渡

提出(2/26必着)

通知送付

提出(3/31まで)

申請時の注意点

- ・郵送申請で書類の不備等あった場合にはお電話などで確認させていただきます。お時間がかかるため、送付時に予め不備等がないかご確認ください。
- ・1世帯あたり、1回の申請となります。
- ・虚偽の報告やその他不当な手段で助成を受けた場合には返還を求める場合があります。
- ・審査の結果、助成対象とならない場合もございます。ご注意ください。